# 愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について (中間とりまとめ)(案)

平成30年3月 愛知県環境審議会総合政策部会

## 目 次

は	こめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
I	地球温暖化対策の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
Π	地球温暖化対策推進のあり方	
	新たな条例の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
;	2 新たな条例に位置付けて各主体が取り組むべき事項	
	(1) 各主体の役割の明確化	
	ア 県の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	イ 県民の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	ウ 事業者の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	(2) 暮らしにおける地球温暖化対策	
	ア 低炭素型ライフスタイルへの転換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	イ 家電製品の省エネ情報提供の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
	(3) 事業活動における地球温暖化対策	
	ア 低炭素型の事業活動の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
	イ 低炭素型の技術・製品・サービスの供給の促進 ・・・・・・・・・	• 6
	ウ 行政による率先取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
	(4) 自動車利用と地域づくりに係る地球温暖化対策	
	ア 環境負荷の低い交通・運輸への転換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
	イ 自動車使用に伴う環境負荷の低減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
	ウ 環境負荷の少ない都市づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
	(5) 低炭素なエネルギーの利活用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・	• 7
	(6) 温室効果ガスの吸収源対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
	(7) 低炭素社会の形成に向けた人づくり (環境学習・教育)・・・・・・・・	• 8
	(8) 気候変動の影響への適応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
	(9) 地方自治体実行計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
;	3 生活環境保全条例により取り組むべき事項	
	(1) 環境に配慮した建築物の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
	(2) 自動車の使用に伴う環境負荷の低減	
	ア 自動車の走行量の抑制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
	イ 自動車使用に伴う環境負荷の低減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9

(3) 廃棄物由来の二酸化炭素対策・・・・・・	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	10
参考資料													
現在の地球温暖化対策計画書制度の概要・・・・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	11
今後の地球温暖化対策計画書制度のイメージ・・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	12
愛知県環境審議会総合政策部会における審議経過	<u>l</u>	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	13
愛知県環境審議会総合政策部会構成員・・・・・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	14

#### はじめに

愛知県は、2018 (平成30) 年2月、県の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な実施 を図る計画として新たな地球温暖化防止戦略を策定した。

この戦略の目標の達成に向けては、県民・事業者・行政等の全ての主体が問題意識を共有し、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があることから、知事は、2018 (平成 30) 年1月に、関係条例の見直しも含め、「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方」について愛知県環境審議会に諮問した。

同審議会から付託を受けた同審議会総合政策部会において、3回に亘る審議を重ねてきたが、今後、答申を取りまとめていくに当たっては、広く県民の方々の意見をお聴きする必要があると考え、このたび、これまでの審議の経過を「中間とりまとめ」として公表することとした。

## I 地球温暖化対策の動向

我が国は、2002年、先進国に対して温室効果ガスの排出削減を義務づけた「京都議定書」を批准し、温室効果ガス排出量を2008年から2012年で1990年度比6%削減する目標を掲げ、その目標達成に向けた国内体制の整備を進めてきた。そして、愛知県では、2003(平成15)年にこれまでの「愛知県公害防止条例」を「県民の生活環境の保全等に関する条例」(以下「生活環境保全条例」という。)に全面改正し、県による地球温暖化の防止に係る実行計画の策定や大規模事業者に対する地球温暖化対策計画書等の提出義務といった地球温暖化対策を盛り込んだ。

2005 (平成 17) 年には、地球温暖化の防止に係る実行計画である「あいち地球温化防止戦略」を策定し、2012 (平成 24) 年にはこれを「あいち地球温暖化防止戦略 2020」に改定し、生活環境保全条例と戦略との両輪で地球温暖化対策を推進してきた。

そうした中、2013年から2014年にかけて、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)から第5次評価報告書が公表され、今世紀末には世界の平均気温が最大 4.8 ℃上昇する可能性があることが指摘された。この報告を受け、2015年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、京都議定書に代わる新たな国際枠組として歴史上初めて途上国も含む全ての国が参加する「パリ協定」が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として「2 ℃目標」が設定され、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成するとしている。

我が国においては、2015 (平成27) 年11月に気候変動の影響への適応を総合的かつ計画的に進めるための計画として「気候変動の影響への適応計画」が、また、2016 (平成28) 年5月に、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、地球温暖化問題に対応する動きが大きく進展しているところである。

一方、愛知県の温室効果ガス総排出量はむしろ増加しており、2013(平成25)年度では1990年度比で8.7%増加している。

愛知県ではこうした情勢を踏まえ、国の目標や今後取り得る施策を考慮して、2018 (平成30)年2月、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという新たな目標を掲げた「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定した。この削減目標を達成するためには、県民、事業者、市町村等あらゆる主体による積極的かつ自主的な対策・取組を強力に推し進めることが不可欠であるとしている。

## Ⅱ 地球温暖化対策推進のあり方

#### 1 新たな条例の必要性

地球温暖化の原因となる温室効果ガスのほとんどは、日常生活や事業活動におけるエネルギーの消費に伴って排出されることから、温室効果ガスの排出削減に向けては、県民、事業者、行政等の全ての主体が果たすべき役割や責務を自覚し、問題意識を共有していくことが不可欠である。

しかしながら、生活環境保全条例における、県、事業者、県民の責務は、「公害の防止」、「環境への負荷の低減」等に関するものである。これらのうち、「環境への負荷の低減」の中に、温室効果ガスの排出抑制に努めることが規定されているものの、地球温暖化対策の推進の責務としては明確に表れていない。

また、「あいち地球温暖化防止戦略 2030」に掲げた高い温室効果ガス排出削減 目標の達成には、すべての主体がこれまで以上に自主的かつ積極的に取組を進め るとともに、互いに連携・協働して取り組んでいくことが必要である。

こうしたことから、地球温暖化対策等に関する県、事業者、県民の責務を明確にするとともに、全ての主体の自主的かつ積極的な取組を促すため、地球温暖化対策に特化した新たな条例を制定することが必要である。

なお、このような条例は、19 の道府県において公布・施行されているところで ある。

#### 2 新たな条例に位置付けて各主体が取り組むべき事項

#### (1) 各主体の役割の明確化

各主体は、地球温暖化問題が喫緊の課題であることを認識し、自らの問題として自覚し、自主的かつ積極的に取り組むことで温室効果ガスの排出を抑制していくため、各主体の責務を次のように明確にして新たな条例に位置付けることが適当である。

#### ア 県の責務

県は、中長期的な観点を含む総合的かつ計画的な地球温暖化対策を定め、 これを、県民、事業者、市町村、民間団体等との連携・協働により推進する こと。

また、市町村、事業者その他民間団体等による地球温暖化対策が効果的に促進されるよう、助言その他必要な支援をすること。

さらに、事業者の立場として、事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制等のための施策を率先して実施すること。

### イ 県民の責務

県民は、日常生活における自らの行動が地球温暖化に影響を及ぼし得ることを認識し、温室効果ガスの排出抑制のために自主的かつ積極的に行動するとともに、県の地球温暖化対策に協力すること。

#### ウ 事業者の責務

事業者は、自らの事業活動が地球温暖化に影響を及ぼし得ることを認識し、 温室効果ガス排出抑制のために自主的かつ積極的に行動するとともに、県の 地球温暖化対策に協力すること。

#### (2) 暮らしにおける地球温暖化対策

#### ア 低炭素型ライフスタイル※1への転換

家庭における温暖化対策の取組は、県民一人一人の日常生活の中での行動によるところが大きい。

このため、県民は、家庭におけるエネルギー使用量を把握するとともに、 健康に十分に配慮しつつ、節電などの省エネ行動や省エネ性能に優れた製品 等の選択によって、エネルギーを効率的に利用することなどにより、低炭素型ライフスタイルへの転換を図るよう努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

※1:低炭素型ライフスタイルの例

省エネルギーや節電の徹底、古い家電製品を高効率・省エネルギー性能に優れた 家電製品への買い替え、環境性能・省エネ性能の高い住宅や設備(給湯器・窓・壁 等)の選択、公共交通機関や自転車等の利用 等

#### イ 家電製品の省エネ情報提供の促進

家電製品の消費電力は年々改善されており、家庭のエネルギー消費の削減のためには、省エネルギー性能に優れた最新機器への更新を促すことが必要であると考えられる。

このため、家電製品を販売する事業者が、購入しようとする県民に対し、適切な情報提供に努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

#### (3) 事業活動における地球温暖化対策

#### ア 低炭素型の事業活動の促進

温室効果ガスの総排出量を削減する上では、県内における温室効果ガス排出量の5割以上を占める産業部門や、総床面積の増加に伴って排出量が増加している業務部門における温室効果ガスの排出抑制に係る取組が重要となる。

事業者は、自らのエネルギー使用量を把握するとともに、エネルギーの管理を徹底し、省エネルギー化に積極的に取組むことで、事業活動の各過程における温室効果ガスの排出量を抑制するよう努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

一方、生活環境保全条例における地球温暖化対策計画書制度は、地球温暖化対策事業者\*2が、自らの温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、自らの削減計画を立てその実施状況を確認することで、さらなる改善を図ることを目的として、地球温暖化対策計画書や地球温暖化対策実施状況書の報告を義務付けている。この制度は、事業者における温室効果ガスの排出削減に一定の効果はあるものの、次のような課題も認められる。

- ・地球温暖化対策計画書や地球温暖化対策実施状況書を県に報告し、公表 に努めることに止まり、事業者の改善意欲やさらなる取組意欲を醸成で きていない。
- ・県と事業者が双方向の関係性がなく、県と事業者が一緒になって温室効果ガス削減対策を検討することができるような支援体制が確立できていない。

※2:地球温暖化対策事業者

- ・県内の全ての事業所で使用するエネルギー使用量の年度の合計が、原油換算で 1,500kl 以上の事業者
- ・県内の全ての事業所で排出する 6.5 ガス (非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、 六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素) の年度もしくは年間の合計が、ガスごとに 3,000t-CO<sub>2</sub>以上かつ従業員数が 21 人以上の事業者

こうした課題に対しては、次のような方向で見直した上で、生活環境保全 条例から切り離し、新たな条例に位置付けることが適当である。

1つ目は、県が客観的な指標を用いて事業者の地球温暖化対策計画書及び 地球温暖化対策実施状況書の内容を評価し、その結果を公表する。優れた取 組には一定のインセンティブを与えるなど、こうした取組の努力を「見える 化」することで、事業者のより一層の取組意欲を醸成することができ、他の 事業者への波及効果も期待できる。

この際、事業者が自らの削減対策の実施状況を容易に確認(把握)できるような地球温暖化対策計画書や地球温暖化対策実施状況書となるよう、その内容に改めることも必要である。

2つ目は、事業者による効果的な削減対策を促すため、事業者の協力を得ながら、必要に応じて資料の提出を受けたり、現地の確認をすることにより 適切な削減対策を助言できるようにすることが必要である。

3つ目は、地球温暖化対策事業者以外にも、意欲的な中小規模事業者を支援するため、中小規模事業者もこの制度を活用できるようにすることが必要である。

### イ 低炭素型の技術・製品・サービスの供給の促進

国内を代表するモノづくり地域である愛知県の事業者は、地球温暖化対策に寄与する最新の環境技術を有しており、国内外の温室効果ガスの削減に貢献していると考えられる。

このため、事業者、大学、研究機関、県等が連携・協働して、地球温暖化対策に寄与する技術の研究開発やその普及に努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

#### ウ 行政による率先取組の推進

県自らも、その事務事業における温室効果ガスの排出抑制を図るため、省 エネルギー等の地球温暖化対策に率先的に取組むよう努め、その効果を地域 全体に波及するよう努めることを新たな条例に位置付けることが適当であ る。

#### (4) 自動車利用と地域づくりに係る地球温暖化対策

#### ア 環境負荷の低い交通・運輸への転換

愛知県は、他の大都市圏に比べて自動車の利用割合が非常に多いことから、 自動車からの温室効果ガスの排出削減に特化した対策が必要である。

このため、事業者は、従業員の通勤や、県民がショッピング等のために来場する際の交通手段として、公共交通機関の利用を促すよう努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

#### イ 自動車使用に伴う環境負荷の低減

愛知県では、近年の自動車燃料エネルギー消費量に顕著な減少傾向がみられないことから、エネルギー効率に優れる次世代自動車等の普及拡大等、自動車からの温室効果ガスの排出量を着実に削減する取組が今後も必要である。

このため、温室効果ガスの排出削減に特化した対策として、県は事業者と連携して、県民に対し、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の普及促進を図るよう努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

#### ウ 環境負荷の少ない都市づくりの推進

地域において効率的なエネルギーの利用がなされるなど、都市全体で温室 効果ガスの排出抑制を図ることも重要である。

県は、都市づくりの主体である市町村と連携して、こうした環境負荷の少ない都市づくりに努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

### (5) 低炭素なエネルギーの推進

新たな戦略の下、地球温暖化対策を推進するには、徹底した省エネルギーと あわせて再生可能エネルギー、未利用エネルギー及び水素エネルギー等の低炭 素なエネルギーの導入拡大が不可欠である。

このため、県、県民及び事業者は、低炭素なエネルギーの積極的な導入に努めるとともに、県においては、市町村と連携してその積極的な導入を促すよう努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

#### (6) 温室効果ガスの吸収源対策

愛知県では、森林の適正な保全を図るため、間伐等の森林整備等に取り組んでいるところである。森林が持つ二酸化炭素の吸収作用は、地球温暖化対策にとって大変重要であることから、県民、事業者が森林の有する吸収作用を理解し、相互に連携して森林の整備及び県産材の利用の推進に努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

なお、県の役割は、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に、県は、森林の適正な保全を図るため、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林の整備の推進その他必要な措置を講ずるものとする、と規定されている。

食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例 (基本理念)

- 第3条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行わなければならない。
  - (1) 将来にわたって安全で良好な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- (2) 将来にわたり森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活が確保されること。

(県の責務)

第4条 県は基本理念にのっとり、食と緑が支える県民の豊かなくらしづくりに関する総合的 な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かなくらしづくりの推進に取り組むものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

第11条 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地 の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農 地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (7) 低炭素社会の形成に向けた人づくり(環境学習・教育)

地球温暖化対策は長期にわたって取り組んでいく課題であり、県民一人一人に低炭素型ライフスタイルへの転換を促すためには、次代を担う青少年たちが低炭素型の価値観を身につけることが特に重要である。

県は、事業者、民間団体等と連携しつつ、県民への普及啓発や学習の機会の 充実を図るとともに、県が指定した愛知県地球温暖化防止活動推進センターを 拠点とするなどして、専門的知識や経験を有する人材を育成するよう努めるこ とを新たな条例に位置付けることが適当である。

#### (8) 気候変動の影響への適応

2018 (平成30) 年2月に「気候変動適応法案」が閣議決定され、今後、国会において成立することが見込まれている。気候変動の影響は、気候、地形、文化等により異なるため、その適応策は、地域ごとの特徴を踏まえて検討することが不可欠である。

こうしたことから、県は、関係機関との連携・調整の下で、気候変動の影響 への適応策を講ずるよう努めるとともに、県民、事業者等への必要な情報提供 に努めることを新たな条例に位置付けることが適当である。

また、県が、気候変動適応計画の策定に係る規定について新たな条例に位置付けることが適当である。

#### (9) 地方自治体実行計画の策定等

生活環境保全条例では、県は、地球温暖化の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を定め、施策を推進することとされている。生活環境保全条例から切り離し、新たな条例に位置付けることが適当である。

#### 3 生活環境保全条例により取り組むべき事項

生活環境保全条例に規定されている「建築物に係る環境への負荷の低減」、「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」、「循環型社会の形成」については、地球温暖化対策に資するものではあるものの、その目的は事業活動や日常生活に伴う環境への負荷の低減全般にわたるものであることから、これらは引き続き生活環境保全条例へ位置付けることが望ましい。

#### (1)環境に配慮した建築物の普及

生活環境保全条例では、一定規模以上の建築物の新築、増築又は改築をしようとする者に対し、「環境配慮計画書」の提出を義務付けるとともに、一定規模未満には「特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱」に基づき環境への配慮を求めている。省エネルギーを始めとする総合的な環境性能に優れた建築物の普及を図る必要があることから、引き続き、生活環境保全条例等による規定を運用していくことが適当である。

#### (2) 自動車の使用に伴う環境負荷の低減

#### ア 自動車の走行量の抑制

生活環境保全条例において、自動車を使用する者に対し、自動車を効率的に利用するとともに、自動車の使用に代えて公共交通機関の利用に努めることが規定されている。自動車の運行に伴う窒素酸化物、粒子状物質等の対策と地球温暖化対策を一体的に推進する必要があることから、引き続き、生活環境保全条例における規定を運用していくことが適当である。

#### イ 自動車使用に伴う環境負荷の低減

生活環境保全条例において、自動車の駐停車時の原動機の停止や、低公害車の導入義務等が規定されている。自動車の運行に伴う窒素酸化物、粒子状物質等の対策と地球温暖化対策を一体的に推進する必要があることから、引き続き、生活環境保全条例における規定を運用していくことが適当である。

## (3) 廃棄物由来の二酸化炭素対策

生活環境保全条例では、循環型社会の形成を推進するため、日常生活や事業活動に係る廃棄物の発生抑制等に努めることが規定されている。廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、天然資源やエネルギーの消費抑制につながることから、引き続き、生活環境保全条例における規定を運用していくことが適当である。

## 現在の地球温暖化対策計画書制度の概要

温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者(地球温暖化対策事業者)に対し、温室効果ガス削減についての地球温暖化対策計画書および地球温暖化対策実施状況書の提出を義務づけるもの(平成16年4月施行)。対策事業者が自らの排出状況を把握し、自らで削減計画を立て、自らで実施状況を確認、さらなる改善を図ることで、排出量削減を達成することを目的とする。

#### 【対象事業者の条件】(平成29年度当初時点で735事業者が対象[名古屋市を除く])

- ・県内の全て(名古屋市を除く)の事業所で使用するエネルギー使用量の年度の合計が、 原油換算で1,500kl以上の事業者
- ・県内の全て(名古屋市を除く)の事業所で排出する 6.5 ガス\*の年度もしくは年間の合計が、ガスごとに 3,000t-CO<sub>2</sub>以上かつ従業員数が 21 人以上の事業者

※非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、 パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素

根 拠:県民の生活環境の保全等に関する条例第73条~75条 第104条、第113条、第114条

適用範囲:名古屋市を除く県内全域

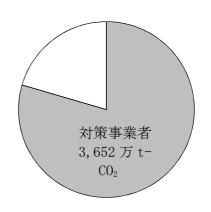
規 定:① 地球温暖化対策計画書・実施状況書の作成・提出 (計画期間:原則3年ごと)

- ②事業者による計画書等の公表の努力義務
- ③計画書等の未提出者への勧告
- ④必要な報告の徴取
- ⑤罰則(報告の徴取に応じない、もしくは虚偽の報告)

#### 【地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出量】

対策事業者の排出量は 3,652 万 t-CO<sub>2</sub> であり、 県内の産業・ 業務部門排出量(名古屋市分除く) 4,593 万 t-CO<sub>2</sub> の約8割を占める。

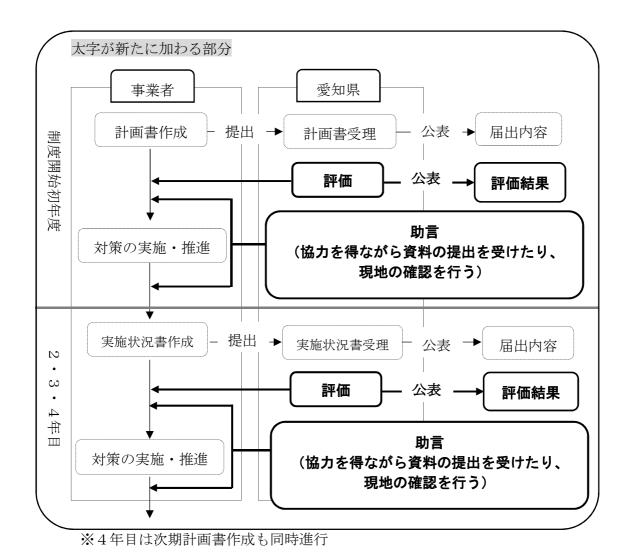
そのため、対策事業者の削減量は、県の産業・ 業務部門の削減量に大きく寄与する。



産業・業務部門 GHG 総排出量 4,593 万 t-CO<sub>2</sub>

(平成26年度、名古屋市分除く)

## 今後の地球温暖化対策計画書制度のイメージ



## 愛知県環境審議会総合政策部会における審議経過

開催年月日等	審議事項
諮 問 平成 30 年 1 月 22 日	「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について」 知事からの諮問
第1回 平成30年2月1日	<ul><li>○ 部会長代理の指名について</li><li>○ 愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について</li></ul>
第 2 回 平成 30 年 2 月 28 日	<ul><li>○ 地球温暖化対策推進のために条例に位置付ける項目</li><li>(案)について</li><li>○ 地球温暖化対策計画書制度の見直しについて</li></ul>
第3回 平成30年3月16日	○ 「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方につ いて」(中間とりまとめ)(案)
パブリック・コメント 平成30年3月下旬~ 平成30年4月下旬 (予定)	○ 「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について」(中間とりまとめ)に対する県民意見の募集について

## 愛知県環境審議会総合政策部会構成員

区分	氏 名	職業
部会長	青木 清	南山大学法学部教授
委員	稲垣 隆司	岐阜薬科大学学長
同	井村 秀文	名古屋大学名誉教授・横浜市立大学学長補佐
同	大石 弥幸	大同大学情報学部教授
同	織田 銑一	元名古屋大学大学院教授
同	小嶋の仲夫	名城大学名誉教授
同	竹内 恒夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
同	大東憲二	大同大学情報学部教授
同	永瀬 久光	岐阜薬科大学教授
専門委員	尾島 茂樹	名古屋大学大学院法学研究科教授
同	祖山 薫	一般社団法人中部経済連合会産業振興部長
同	竹内 康子	愛知県地域環境保全委員
同	三島 和弘	日本労働組合総連合会愛知県連合会事務局長

(五十音順、敬称略)